

令和5年5月9日
(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構

新型コロナウイルス感染症に感染したこと等を理由に訓練の修了要件を満たさないこととなった受講者の取扱い等について

標記について、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類」に移行したことに伴い、取扱いが変更となります。以下のとおりご留意の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

1 新型コロナウイルス感染症に感染したこと等を理由に訓練の修了要件を満たさないこととなった受講者の取扱い等について

新型コロナウイルス感染症に感染したこと等(※)を理由に、訓練受講日数の割合が8割未満となり修了要件を満たさなくなった受講者のうち、当該理由による欠席を出席として取り扱った場合に訓練受講日数の割合が8割以上となる者については、以下(1)、(2)のとおり取り扱ってください。

(1) 令和5年5月7日までに開講した訓練コース

本人が引き続き訓練受講を希望する場合は、受講継続を行っていただきますようお願いいたします。

(2) 令和5年5月8日以降に開講するコース

上記(1)の取扱いの適用外となります。

(※)「新型コロナウイルス感染症に感染したこと」、「新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者となったこと」、「発熱や咳等の風邪の症状があり、新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがあること」、「新型コロナウイルスに係るワクチンを接種したこと」のいずれかの事由となります。